

# 武雄市レクリエーション協会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は武雄市レクリエーション協会（欧文名 TAKEO RECREATION ASSOCIATION 略称 T.R.A）といい、以下「本協会」という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務局長宅に事務所を置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、地域活性化に向けて様々なレクリエーションを提供し、市民の喜び、生きがいに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業グループ三つの柱「軽スポーツを楽しむ会」「子供と遊び隊」「散歩やウォーキングを楽しむ会」
- (2) イベント、講習会の開催
- (3) 広報活動
- (4) その他

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 会員は本協会の目的に賛同し、会費を納入するものを言う。

## 第4章 役 員

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 事務局長1名
- (4) 監事2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 役員のうち会長は、会員で推挙し、総会において選出する。
- (2) 役員のうち副会長は、会員で推挙し、総会において選出する。
- (3) 副会長は、会員において互選し、会長が委嘱する。
- (4) 事務局長は、会員において互選し、会長が委嘱する。
- (5) 監事は、総会において選出する。

(役員職務)

- 第8条 役員職務は次の通りとする。
- (1) 会長は、協会を代表する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 事務局長は、事務局を総括し、事務を掌握する。
  - (4) 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者、現任者の残存期間とする。
  - 3 役員は、任期が終了しても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

- 第10条 本協会の会議は、総会、役員会とする。
- 2 総会は、役員および会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

- 第11条 総会発議の事項を審議、議決する。
- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (2) 予算および決算に関すること。
  - (3) 役員を選出。
  - (4) 規約の改廃。
  - (5) その他、本協会の運営に関する重要事項。

(総会の種類)

- 第12条 総会は、通常総会、臨時総会に区分する。
- 2 通常総会は原則として毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は会員が必要と認めた時に開催する。

(総会の招集)

- 第13条 総会は会長が招集し、議長は会員から選出する。
- 2 総会の招集は、構成員に対し、事前に付議すべき議案および日時場所を書面をもって通知しなければならない。

(採決)

- 第14条 総会の発議事項は出席した会員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

## 第6章 会 計

(会計)

- 第15条 本協会の会計は会費、寄付金、その他の収入をもって処理する。
- 年会費1000円とする。

(会計監査)

- 第16条 会計は会計年度終了後に収支決算書を作成し、監事の会計監査を受けなければならない。

## 第7章 その他

(規約の改正)

第17条 本協会の規約の改正は、総会において行う。

(細則)

第18条 この細則に定めるもののほか、本協会の事業運営上必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 付 則

- 1、この規約は平成16年6月3日より施行する。
- 2、第11条の規定にかかわらず、会員の選出が完了するまで、役員においてその職務を代行することができ、総会は役員会をもって代行することが出来る。

### 細則について

- 1、公式行事の祝儀、慶弔関係（個人の場合は会員本人のみ）予算を予備費で計上する。  
平成22年5月21日